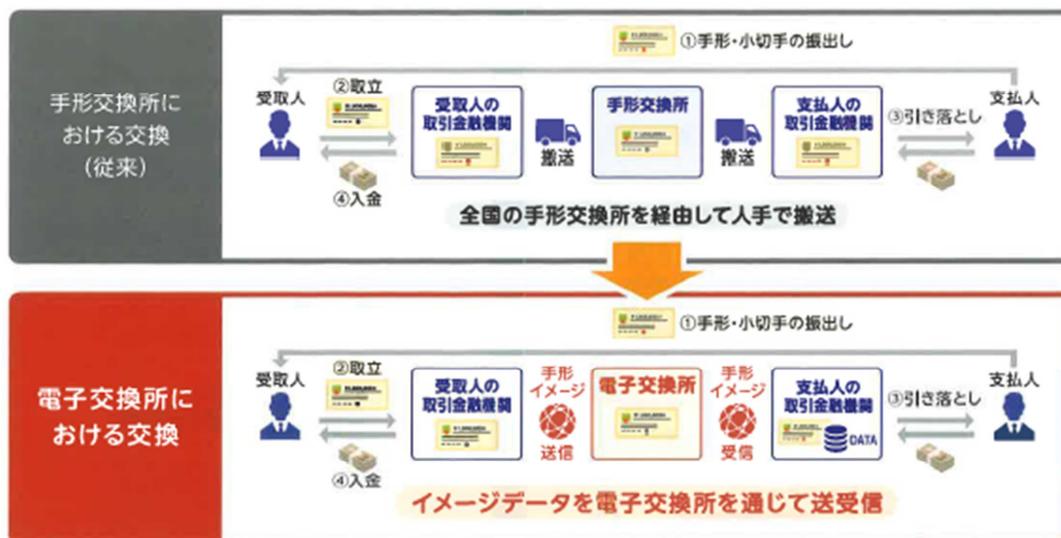


電子交換所について

1. 概要

2022年11月に電子交換所が設立され、これまで全国各地の手形交換所を経由して搬送していた手形・小切手が、電子データで交換を行う取扱いに変更されます。電子交換所の設立に伴い、全国各地の手形交換所は廃止されることになります。



(一般社団法人全国銀行協会作成「手形の交換方法を電子化する電子交換所設立のご案内」より抜粋)

2. お客さまのお手続方法等

お客さまのお手続方法等の変更はございません。従来どおり、金融機関において取立依頼を行っていただけます。

すでにお持ちの手形・小切手も引き続き利用可能ですのでご安心ください。

3. 手形・小切手の記入注意事項

- (1) 金額を算用数字で印字する場合は、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、
「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
- (2) 金額を漢数字でご記入の場合は、崩し字は使用せず、楷書でご記入ください。
- (3) 訂正の記入や捺印を金額欄、金融機関名に重ねないでください。
- (4) 券面へのメモ書きはしないでください。

以上